

内閣委員會議録第三十一号

昭和三十年六月三十日(木曜日)

午前十時二十三分開議

出席委員

委員長 宮澤 胤男君

理事 高橋 順一君 理事 辻 政信君

理事 床次 徳二君 理事 江崎 寛澄君

理事 高橋 等君 理事 森 三樹二君

林 唯義君 保科善四郎君

眞崎 勝次君 栗山 博君

越智 茂君 大坪 保雄君

小金 義照君 田中 正己君

福井 順一君 結田 中君

飛鳥田一雄君 長谷川 保君

受田 新吉君

出席國務大臣

國務大臣 大久保寛次郎君

出席政府委員

内閣官房副長官 田中 榮一君

内閣総理大臣 賀屋 正雄君

官房審議室長 賀屋 正雄君

秘書官 三橋 則雄君

總理府事務官 (恩給局長) 田邊 繁雄君

厚生事務官 (引揚援護局長) 田邊 繁雄君

委員外の出席者

専門員 龜井川 浩君

専門員 小関 絹夫君

専門員 安倍 三郎君

六月三十日

委員田村元君辭任につき、その補欠として船田中君が議長の名で委員に選任された。

六月二十九日

元満州国日本人官吏に恩給法適用に

第一類第一号

内閣委員會議録第三十一号 昭和三十年六月三十日

関する諸願(相川勝六君紹介)(第二八二八号)
の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(高橋等君外百十一名提出、衆法第二八号)

○宮澤委員長 これより會議を開きます。

恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案を議題として質疑を継続いたします。どうか審中の折柄上着をぬいで質疑応答をせられるようにいたします。

○受田委員 政府の御所見と提案者の御所見と双方にわたってお伺いいたしますが、恩給法そのものに對する考え方の基本的な問題として、政府におきましては現行恩給法をしばらくの間はこれを續けていこうという意図を持つておられるかどうか。またしはば政府関係者において社会保障の性格を帯びるように努力したいと云うておりますが、その問題は恩給法の改正に當つて直ちに取入れられるように努力しようとする意図であるかどうか。こういう問題について御答弁を願いたいと思ひます。

○田中(榮)政府委員 ただいまの御質問にお答えいたします。恩給制度につきましては従来からいろいろ意見がございまして、現在のような国家保障の制度でなく、むしろこれを社会保障

的の制度として、合理的な方法として取り上げたかどうかという、いろいろの御意見もございまして、現在といたしましては、直ちにこれをそういう方面に切りかえるということには、いろいろ困難な点もございまして、しばらくは現行の恩給制度としてはこれを存続いたしまして、今後御意見の方向に向つて十分一検討を加えてみたい、かように考えておる次第であります。

○受田委員 恩給法と関連する問題になるのですが、この公務員の給与というものをどう考えているか。結局国家公務員、地方公務員も含みますが、この公務員の恩給制度を新しい制度として、人事院は国家公務員退職年金法という形のものにこれをとりまとめ、政府及び国会に勧告しているのがあります。ところがその勧告が一年半もたつておるのでありますが、何ら政府はこれに對して意思表示をしておられない。恩給法は国家公務員退職年金法が成立すればその方で当然吸収される問題なんです。この人事院勧告の新しい恩給制度なるものは、政府としては今どのようにお考えになつておられるか。

○田中(榮)政府委員 この国家公務員の恩給制度と、それからまたお話ししの国家の雇用員に對します共済組合制度と、兩者の間に非常に不合理な点もございまして、また均衡のとれない点もございまして、この点につきましては現在公務員制度調査会におきまし

てもいろいろ検討はいたしておるのでもございます。ただ現場的の職種である雇用員の共済組合制度と、それから恩給制度とを同時に考へて一貫した制度にするということは、技術的にも非常に困難な点もございまして、この点を十分に検討いたしました後、この点をふうにいたしますか、具体的方法等も公務員制度調査会におきましても実は検討をいたしておるような次第でございまして。

○受田委員 その困難なる事由とはどういふ点か、具体的に告示し願ひたいと思ひます。

○田中(榮)政府委員 御承知のようにこの恩給制度というものは非常に古いところの沿革を持つて、しかもまた非常に内容が複雑でございまして、いろいろの点におきまして国家公務員、地方公務員の関係もございまして、また共済制度におきましても負担の関係――本人の負担あるいは国家の負担、そのほかいろいろ給付の内容、給付の内容、あるいはその給付の資格が生ずる年限の相違とか、いろいろこまかい技術的問題等が多数含まれておりまして、この辺が今直ちに解決できないという一つの大きな理由になつておることと考へます。

○受田委員 その給付の内容とかあるいは給付の対象とかいふものが非常に多岐にわたつておるからということ、この問題が遷延されておるということ、これははなはだ怠慢だと思つて、人事院はこれは政府の中の独立し

た機関なんです。その機関が国家公務員法に基いてつばな勧告をしておる。それが一年半も放任されて、しかもまだいろいろむずかしいからという困難を唱へて、前途遙遠なる御説を立てておられるということ、何のためか、人事院というものがあつて、その点について人事院の権威というものをいかにお考えになつておられるか、お伺い申し上げます。

○田中(榮)政府委員 お説のように人事院はもろもろ不獨立の立場にありまして、国家公務員の給与その他について、いわゆるこれが安定と申しまして、国家公務員の生活の安定を得せしめるような一つの機関でございまして、もちろん政府といたしましては、人事院の勧告につきましては十分にこれを尊重し、また当然これは実現に移すべき筋合いのものと考えておりますが、現下の状態からいたしましていろいろ財政上の点もございまして、今申しましたお尋ねの点につきましては、そうしたいいろいろな複雑多岐な問題が包蔵されておまして、今直ちに人事院の勧告の線に従つて一挙にこれを解決することは非常に困難でございまして、政府といたしましては、人事院勧告の線は十分に尊重いたしまして、今後これを検討していきたい、かように考へております。

○受田委員 財政上の理由を告示しになられましたけれども、国家公務員退職年金法の実施の場合における財政的な政府の責任は、ほとんど現行と大差

がないということになっております。従つてただ制度の切りかえだけの問題です。つまり旧官吏の恩給と新しい雇用關係に基く公務員の共済組合的な、すなわち国家公務員共済組合法、そういうものを一本にまとめ、退職金として計画的に支給される年金との調整をとらうとするところに、例の退職年金法の性格があると思う。結果的に見たら予算上には大差がない。ただ制度上の問題としてこれをどう考えるかというところに重点を置かれているのです。この点いかがお考えでしょうか。

○田中(榮)政府委員　もちろん私は、この國家公務員の恩給制度も、また共済組合の年金制度も、理論的に申ししても、實際から申ししても、やはりこれは同じ範疇に入るべき性質のものだと考えております。これはお説の通りだと思ひます。ただ、ただいま申しましたような關係で、いろいろな事情からいたしましてこの点がまだ十分にお説のように早急に実現に移せないということはまことに残念でございますが、この点はいましばらく時間をかしていただきます、検討の余地をお与へ願ひたいと思ひます。

○受田委員 人事院は数百の職員を擁し、しかも聡明なる職員が専門的に研究している機関なんです。しかも国家公務員法という最も基本的な公務員の身分その他を規定する法律に基いて勅告をされた数年間の研究を擁して政府に勧告したわけなんです。それを公務員制度調査会という——その中におられる方々はどういう方であるか、きのう、きょう資料を提出していただくようにお願ひしてありますから即座に御発表願えると思うのですが、その公務

員制度調査会なる何ら法律的には拘束力のない機関にお諮りになって、今その方で研究さしておるとおっしゃるのですが、数百名の職員が専門的な知能を動員して集めたその成果がまだ不安定である、研究を要するというので一年半も放任しておるといふそのこと自体が、むしろ政府の良識を疑わしめると思つてゐるのです。従つて古いお役人は、恩給法という特典で高額の恩給をもらつて退職後の身分が安定しており、新しい相互扶助のもとに立つ公務員は、共済組合の法律によつて守られ

ておる。そこに一つの大きな矛盾がある。それを双方のよいところを取り入れて、ここに国民年金制の第一歩として、公務員に対しては一貫的な一元的な法律のもとにこれを考えようとすると、かかる法律をもう真剣に考えるという段階じゃないでしょうか。もうすぐ法律案を出すという段階に来ておるのではないのでしょうか。今のお説では、当分まだ人事院の勧告は手をつけることがむずかしいという想定のように考えているような印象を私は受けるのですが、いかがでしょうか。

○田中(警)政府委員　もちろんこの人

事院の勧告は、人事院のその道の権威者がお集まりになって十分に検討に検討を加えました結果、政府に対しまして勧告をされたものでございますから、私どもとしましては、人事院の勧告の内容そのものにつきましては、何ら異議がないのでございます。それぞの根拠に基いてやっておられますので、これにつきましては異議はないのでございますが、ただこれをいかに実現するかということにつきまして、いろいろ具体的な、ただいま申し上げま

したような技術的な非常にむずかしい問題に達着いたしておりますので、これをどういふうに解決し、これをいかに処理するかということにつきまして、政府自体といたしましてももちろん考えておりますが、一応公務員制度調査会の意見を徴しました上で、さらに政府としてもこれを研究したらどうか、かように考えておるのであります。

○愛田委員　公務員制度調査会の意見を徴するということは、昨年末鳩山内閣成立以後、担当国務大臣によつてし

はしは述べられておりますが、すでにそれから半年以上たっている。半年以上たつてなお意見を徴するという段階、こういうお言葉ですが、公務員制度調査会は、一カ月に何回くらい開かれ、どういう構成でやっておられ、またそれをいかに尊重しなければならぬかの理由を御説明願いたいと思います。

○田中(業)政府委員 この公務員制度調査会は、大体におきまして現在の各官庁の代表者と申しますか、局長、課長等の実際に事務を担当している連中を初めといたしまして、それから民間

のその道に關しまして相當權威のある學識經驗を持つた方々、それからこの方面に相當いろいろ知識をお持ちになつております大學教授の方々、そういうような方々に毎週お集まりを願ひまして、毎週審議を重ねております。それでではつきりした數字ではございませんが、昨年じゆうに大体總會を二十回前後開いていると思います。それからさらに現在には總會から小委員會制度にこれが移されまして、小委員會におきまして、毎週關係者が集合いたしました

て、具体的な個々の問題につきまして、検討を重ねております。大体この小委員会会の結論が近く出るのではないかと。これをさらに総会に報告いたしまして、総会といたしまして、またいろいろ意見があるかと考えておりますが、現在は大体の結論を得る程度まで至っているのではないかと考えております。近く総会にこれを報告いたします。また総会は総会としてこの問題を一べん取り上げてさらに検討するのではないかと、かように考えております。

○**受田委員** 政府は、公務員制度調査会にあまりにも期待をかけ過ぎ、それにより過ぎて、政府自身の意思を全然持つておりません。従つて年末かあるいは六月のような期末手当の問題が起るときになると、いつでも政府は馬脚をお現わしになるような結果になっているのですが、はつきりした政府自身の腹ができていないから、公務員に対して不安定な氣持を与える結果になると思う。従つて公務員制度調査会とは別に、政府部内において、人事院に対して御安心できないとなれば、各省間の知能をすぐつたそんなゆうゆうと

調査会によらないで、はっきりした筋の通つた意見をお求めになるような態度をお持ちになる意思がないか。すなわち恒久的な公務員制度については公務員制度調査会の諮問を待つ方がいいが、個々の問題についてはさつと片づけていくという、そういう態度がほしいと思う。前の三好国務大臣、今回の大久保国務大臣等、ゆうゆうとして迫らざる春日遅々たる風格をお持ち合せの人々が、ここで何ら具體的な御答

弁ができないというような、かかるが
らしいない政府は、何のためにこの公務
員という制度を考えているか、われわれ
了解に苦しみます。ちつとも骨がなな
い。この点あなたは國務大臣の代理と
しておいでになつておられるのですか
ら、都合によれば、この際總理大臣
をお呼びする心要もあるし、官房長官
をここへ即座に呼んで、御答弁願わな
ければいけないようなことになるかも
しれませんが、政治的責任があります
ので、御発言をお願いします。

○田中(榮)政府委員　まことに公務員

申しわけないと思います、ただ御承知のように、公務員制度と申しまして、非常に複雑多岐、広汎でございまして、これを一概に簡単に処理するということとは、非常に困難な面もございます。こういうために、できるだけ公務員の実態を把握いたしまして、それによつて不利益にならないように、また公平を期するように、またなるべく正確を期するように、かような見地から、鋭意その審議、調査を進めておりますので、決して政府としては、倉慢で調査会を遅延していることは絶対に

ないであります。私どもも、ときどきこの公務員制度調査会に出席いたしまして、その審議の状況を現実に見ておりますが、非常に熱心に、長時間にわたって審議をいたしております。この点は、さらに、鋭意督促いたしまして、できるだけすみやかに結論に到達いたしますように、努力いたしたいと考えております。

○受田委員　公務員制度調査会の結論が大かた出かけておるといってお言葉がありましたが、その結論の目標はいつ

にされておるか。目標のない審査はありませんか。公務員制度調査会、小委員会を設け、近く結論を出すという、その結論の目標はいつごろに置いておられますか、それをお示し願いたい。

○田中(衆議院政府委員) 最初私どもの目標は、六月ごろには何とかして結論を出したいと、いろいろ努力しておったのでございますが、その後さらに、いろいろ調査する事項がふえたり何かいたしまして、七月、八月以後になるんじゃないかというところを——はつきりここでいつ結論が出るかというところを確定することはまだありますが、できるだけ早く結論を出したいというところは考えておりますので、この点、御了承願いたいと思います。

○受田委員 六月末までに結論を出したいと思つてゐるが、七月、八月以後になるんじゃないかというお言葉であります。きょうは、六月三十日です。従つて、きょうお出しにならない限りは、七月、八月以後になるのははつきりしている。従つて、これはきわめて明瞭なことなんです。

私はもう一つ、これに関連した政府の所見に疑義を感じてゐる点は、社会保障制度審議会が、社会保障制度審議会設置法の規定のもとに、内閣の中に設けられております。これはいさしくも国法に基づいて設置された機関であります。その機関に対して、政府はいかなる諮問をしなければならぬかというところは、政府御自身、社会保障に関するいろいろな制度の問題とか、機構の問題とか、その他いろいろな諮問事項を示されておりますけれども、社会保障制度審議会は、いまだかつて軍人の

恩給とか、あるいは遺家族の扶助料とかいうものに対して諮問を受けたことが一回もないと聞いております。少くとも、戦傷病者、戦没者等の遺家族援護法は社会保障の性格を帯びておるものであることは、厚生省当局もはつきりいつておられます。恩給法に続く前提としての国家保障であり、同時に社会保障であるといつてゐるが、遺家族援護に關しても、軍人の恩給に關してゐるものを、一回も諮問しないという政府は、まことに怠慢であると思ひますが、御所見はいかがでありますか。

○三橋政府委員 日軍人に恩給を給するかどうかの問題につきましては、受田委員も御承知の通りに、法律をもつて先年恩給法特例審議会というものが設けられました。その審議会によつて調査研究された結果、建議されたところによつて政府が善処する。こういうことになつておつたと承知しております。そういう關係からいたしまして、当初旧軍人及びその遺族の方々に恩給を給するかどうかの問題、その他については、社会保障制度審議会には諮問はされなかつたのでございますが、今お話のうちに、社会保障制度審議会との関連もありますために、特例審議会におきまして審議されましたその結果につきましては、局の方から事務局の方に書類を送りまして、一応の説明をする機会を与えていただいております。それからその後の改正につきましても、私の方から事務局に連絡いたしました。そういう程度のことはいたしております。ただ政府から今度恩給法の一部等の改正法律案を出すにつきましては、これがまた直るような結果になるよう

でございましたので、事務当局の方にも連絡をいたしまして、実は参考送付とするに至つておりませんでしたことは事実であります。しかし今度議員の提出法案が定まりましたので、これを社会保障制度審議会の方に私の方から参考のために送付しようと思つてゐるところであります。

○受田委員 社会保障制度を尊重したごとく、また今後尊重しようという御意向があるごとくにかがえるのであります。が、社会保障制度審議会は、すでに昭和二十四年に設置されて以来、二十五年に基本的な勧告をしてゐるし、二十七年には意見書として厚生年金保険や公務員の恩給、軍人恩給等の年金問題という基本的な大問題について意見書を提出してゐる。また二十八年には恩給法の特例審議会が結論を出したことに基いた年金制度全般にわたる恩給を含んだ勧告が出てゐる。社会保障制度審議会は、非常に熱心に、委員の中にもそういう方面のエキスパートが努力して結論を出して下さつてゐる。その結論は、事実上政府としては尊重した結果になつておりません。従つて恩給法特例審議会の結論が、そのまま恩給法の改正案に現れた結果になつてゐるのであります。最近における政府の責任者たちは、しばしば社会保障の方向に軍人恩給を持っていかなければならぬという言明をしておられる。しかしらば少くともそういうものが何かの形で現われてこなければならぬと思ふのです。しかるに今度の恩給法の改正を見ると、何らそういう社会保障的な要素が入つておりません。政府は社会保障という名をつけると、恩給に振り向けられる一千億の金が、これな

ら国民感情の上においても、恩給亡國の印象を与えないからというので、そのした方面の集まりなどのところで、恩給や扶助料は、社会保障でわれわれは計算してみると、大体二千億近くも——国費の二〇％近くも社会保障の性格を持つてゐる国家予算が組んでありますと言ふ。また遺族などのような、特に軍人の階級差別觀念で法律などを律しようという考えを持った方々などへ行くと、皆さんは社会保障など守つてゐるのではない。全然社会保障の要素はないんだ。皆さんははつきり恩給法一本で守つていくのであるというふうな印象を与へる演説をしておられる。そのつど適當に社会保障の言葉が自分たちの都合のいいように利用されてゐるような傾向が最近見られる。こういうことでは首尾一貫してゐない。恩給法は恩給法であくまでやるんだ。それならそれでいいし、社会保障としてやろうと思ふが、しよるんだというお説をなさるなら、少くとも社会保障に一步前進することくにならなければならぬ。

この法律改正がなされておらなければならぬ。多少でもそういう援護的、相互扶助的な性格のものが出されてくるというならば、政府が社会保障の性格をもつて考えようとする意図をくみ取ることができそうですが、少くともそういう意図を持つてゐる以上は漸次それを吸収しなければならぬ。たとえば援護法に規定されてゐるところの多くの該當者は、せめて恩給法にこれを大幅に受け入れるようにする、あるいは國家總動員法によつて動員された人は、國家の至上命令で動かされた、自己の自由意思じゃなかったのだとい

うことになるならば、その人たちの恩給法に吸収するとか、そういう基本的なものの中に入つてくるなら、それはわれわれも一步前進したと考えます。そういうものは援護法に残してない、いや援護法にも吸収しないで、國家の至上命令によつて、たとえば学徒動員の人やあるいは徴用工やその他の従軍看護婦とか、あるいはそういう方面で動いた警察官とかいふものが、そのまま放任されておるといふような現状は、まことに了解に苦しむのです。あくまで社会保障の前進の第一段階としてこの恩給法改正を考えたという政府の意図を、何らかの形で具現化しなければならぬと私は思つておるのであります。この点につきましては、高橋議員は民自兩党のこれらの調整の最高責任者として、そこで提案の理由を説明された偉大な職責を考へられまして、政府の意図とこの恩給法改正案とは十分調整をとつた結果であるとお認めになるか、いかがか、御答弁を願ひたいと思ひます。

○高橋(等)委員 たいま受田委員からの御発言、政府側がそういうことを言つておられるかどうか、私は遺憾ながら確認をいたしております。従つてそれに対する批判を一応差し控へさせていただきます。思ふのであります。が、私たちはこの問題は、要するに旧軍人あるいは遺家族、傷病軍人の國家保障の観点に立つての保障の問題と考へるべきだ。それは文官恩給が現在ある以上は恩給法でやるのが至当である、社会保障でいくべきではないというところを果ははつきりと考へておる。ただ社会保障という言葉がいろいろ手

たむずかしい研究課題であつたわけでありました。これは御存じの通りと思つて、そこで一度に財政の膨張を防ぐという意味から、来年度の七月一日まで増加額の五割というにといたしまして、それ以後を満額とする、こういうことになっております。従つて来年度の予算増は本年度と比べますと、約百億、それからその次の年度になりますと、三十一年度と三十二年度と比べますと、約四十億の増加、こういう一応の具当を持っております。一面自然減というものが相当ありますが、そういう詳しい点は省きますが、これらについてわれわれが提案をいたしますのに、将来の問題について非常に良心的に考えたことはもちろんでございます。自民両党がこの点においては一致いたしておるのでございます。どの保守党が内閣をつくりまして、あるいは合同した場合は、あるいはない場合は、いろいろの場合が予想されますが、どういふ形でできるにしましても、この点について現在自由党、民主党に籍を置いておられます者は、全員これを賛成いたしておるのであります。保守党の内閣におきましては、責任を持ってこれがやれるという認識の上でやっておりますことを御了承願ひたいと思つております。

○受田委員 総括的問題の質問を一応終るに當つて、もう一度政府の御所見を伺いたい点があります。それは社会保障制度審議会の勧告あるいは意見書というものは、旧軍人恩給、公務員恩給に関する限り、一切受け入れられておらない現状であるが、この社会保障制度審議会が法律で設置されておるのに、何らそれを實際に考慮しないでお

るといふこの態度は、これは国法を無視した態度であると思はれるが、御所見を伺いたいと思ひます。

○田中(榮)政府委員 この社会保障制度審議会から、実は二十七年でございしたか、やはり恩給年金等に関する答申——当時答申とはいわずに、何かこれは送付されたという形になつておるやうでございします。これは政府が諮問をいたしておりました。社会保障制度審議会が自発的にこの制度を十分に審議調査を願ひまして、その結論を政府の方に送付されております。

〔委員長退席、床次委員長代理着席〕

これは正式の答申とはなつていないので、送付という形式になつております。政府として、もちろん社会

保障制度審議会の答申がかりに出なくとも、送付という形式で送られましたこの答申の内容につきましても、十分に私は検討したものと考えております。しかしながら實際問題として、ただ答申がそのまま採用されなかつたことにつきましては、これはその当時のいろいろな事情があつたと考えておりますが、政府として、根本的な問題は、社会保障制度審議会の答申を、政府がどの程度まで尊重するかという問題であらうかと考えておりますが、実は本年もやはり社会保障制度審議会から結核対策に関する答申、それからまた社会保障の企画庁を設置したかどうかという御答申も現実に伺つております。従ひまして政府として、決してこの社会保障制度審議会の答申を無視するとか、これを阻止するとか、これを全然没却するとか、そういう意思は毛頭ないことをここに申し上げておきたいと思ひます。

○受田委員 高橋さんは、この恩給法に規定する事項は、社会保障の性格を帯びさせるというやうなことは、これはおかしいこととせせら笑ひになつておりましたが、この社会保障制度審議会は旧軍人恩給、公務員の恩給等に対して、国家の機関として非常に熱心に真剣に、政府に意見書を申し上げておるわけなんです。それがせせら笑はれることになると、自由、民主両党の方々は、基本的には社会保障制度審議会なるものに、これはおおむね旧軍人恩給、公務員の恩給等、あるいは遺族の援護に関する問題等をこれは問題にしない。問題にしないからこ

そ一回の諮問もしなかつたかと思ひます。自由民主党を通じて一貫せるものは、社会保障制度審議会にかかる問題を尋ねにならなかつたそのものが、軽視のほどを示しておると思ひます。なぜお尋ねにならなかつたかを民主、自由両党の責任者として伺ひたい。

○高橋(等)委員 御質問が私に對する御質問としては、はなはだ御無理であると思ふ。ただ党の立場としての答弁ならば申し上げますが、本法案の提案者としての立場として申し上げるの

は、私が申し上げても、これは大して——どう言つていいか、そんなしつかりしたことは申し上げられないと考へるのですが、私がせせら笑つたというやうな、言葉じりとはちがひませんが、非常に尊敬の念を持ってあなたの御説を笑はすはして。これも一つの意見であります。が、われわれは國家に對しまして、公務員あるいは旧軍人と

いたしまして、自分の全能力をあげて奉仕をした、それに対して國がこれに對する保障をいたすというこの恩給制度というものが現在文官においてある以上は、これでやるのが適當である、こう考へておる。またこうした性格のものは社会保障制度の中へ入れべきものではないのだという考へ方を持つております。ただそれならわれわれ自由党内閣がなぜ諮問しなかつたか、諮問する必要がなかつたからしなかつたんだらうと思ひますが、私は當時政府の大臣をやつておたわけではなし、政務次官をやつてはおらないのですから、この点の答弁は御容赦を願ひたいと思ひます。

○田中(榮)政府委員 当時の考へ方として、やはり今高橋委員からお話のございました通り、恩給制度というものが國家補償であるという根本的な考へ方もございました。ようし、またいろいろの点から、社会保障制度審議会というものがもう少し本格的な社会保障制度の方を十分に御研究願うという意味から、おそらく私は當時の政府が諮問しなかつたのだらうと考へておるのであります。

○受田委員 その問題を終りまして、次に仮定俸給の設定に關してお尋ね申し上げます。長谷川委員からもきくうるお説をお聞きいただいたわけでございますが、あの仮定俸給で問題になるところだけを私は申し上げるのです

が、この軍人の仮定俸給というものは、そもそも従来の軍人恩給法のと

の俸給額、ことに退職前一年間の俸給額が基礎にされるという嚴重なものがめられて、その恩給の基礎が算定されておつたと記憶しております。ここに武官優先の原則が、旧恩給法時代には一応武官には實際の俸給額よりも高いところ仮定俸給を置くということが行われておつたと思つておりますが、この点政府としてその理由の御説明をいただきたいと思つてお

のごとくに、文官につきましては、昭和六年ごろであったかと思いますが、いわゆる官吏の減俸というものがございました。あの減俸がありまして、結果、減俸前にやめた人と、減俸後にやめた人との間におきまして恩給法上の取扱いに差がつくというのを避けて、減俸後にやめた人につきましては、現実の俸給はかりに少なかったというたし、減俸前の俸給に俸給額を還元しまして、それを基礎として恩給年額を計算するような措置が講ぜられておりました。従いまして、現実に給付されている俸給を土台として計算をされた点につきましては、少し趣旨は違いますが、軍人の場合におきましても、文官の場合におきましても同じように取り扱っておったのであります。それから今の御質問の中に退職前の一年間云々というお言葉がございましたが、その点の取扱ひにつきましては、旧軍人につきましても、文官につきましても同じように取り扱ひはされておりました。その差別はございません。

○愛田委員 軍人は退職当時階級が上った場合に、上った階級によつて恩給が付せられておつたと思ひます。文官の場合にはその処理が武官のように上った俸給というものが考えられていなかった、そういう差があると思ひますが、いかがですか。

○三橋政府委員 文官の場合におきましても、官等と俸給と対応させておつた例がありました。御承知の通り、外交官の場合におきましては、二等書記官は幾ら、こういふふうになつておつたと思ひます。従いまして、そういう官職にありました文官

につきましては、官等が上りますれば必然的に俸給も上る、こういうふうになつておつたのでございます。軍人の場合におきましては階級に俸給がついておつたといつては語弊がありますが、ついでに申し上げたために、階級が上ること、すなわち俸給が上ることになつておつたのでございます。それから一般の文官につきましては官等と俸給とは必ずしも随伴することになつていなかったために、官等は上つても俸給が上らない場合が、今愛田委員のおっしゃる通りに確かにあつたのでございますが、階級すなわち官等といひます、軍人の官等、階級が上れば軍人は俸給が上る、それは軍人だけのことであつて、文官にはそういうことは全然なかつたかと申しますと、必ずしもそうではないように承知いたしております。

○愛田委員 外交官の一部に見られたきわめて稀有の現象をとらえて、あたかも文官全部にあつたように宣伝されるのは非常に誤りで、これはまれなる例外なんです。基本的には武官は実際に設けられておる、文官は現実にもらつておる給与しかもらえない。官等が上るといふことも、武官の場合にはやめるときに官等が上がるが、文官の場合にはさうなこともまたきわめてむづかしいことであつたといふことを考え

るときには、それは戦争中武官優先の原則を確立したという意味において、われわれ一応認められると思ひますが、戦後平和時になつて文官間においてそういう俸給上の差異を認めない今日、新しい恩給法にも依然として旧軍人は実際自分のもつた俸

給よりも高い仮定俸給基礎額が設けられておる。文官の方は、特に問題になるのは、昭和二十三年六月以前の退職公務員の場合であります。昭和二十一年七月例の官吏俸給令が出たときに格付された俸給といふものは、これはそのときに、従来の旧俸給で月額四十五円もらつておつた人が新しい号俸、七十号俸のうちの十六号に該当した。それがさらに三六ベースになり、六三ベースになり、八千円ベースになり、一万円ベースになつたときに、不均衡を正を含んだ一万円正が考慮されたのであります。そのときに十六号であつたものは、そのときの四十五円の最低の基準に当はめたものは、六三ベースのときに十一号に切り下げられておる。その切り下げられたままで、自後五号差、一番下だけでも五号違つておるわけですから、五号差がそのまますつとベース・アップ不均衡を正といふことに処理されておりますので、特に二十三年の末に行われた年数の切りかえをするときの計算などが、ほとんどこれに入られていないという関係で、二十三年六月以前の人は二回、三回と非常に不当な格づけをされたために、高給官六等の十八年、十九年やつた文官が五万円前後の恩給しかもらつていない。同じ官等の大尉は今度七万一千円ほど恩給をもらつて、この差等が生じた。また五十年近くも教員をやつた元大校長が、現に八十才をこえた人がわずかに年額五万円に足らない恩給しかもらつていない。今小学校の校長の最高級は十二級でありまして、少くとも本省の課長級のところまでは恩給をもらわなければならぬのがわずかに五万円しかもら

つていないというような大きな差等を文官に生じたのです。これは何を物語るかといふと、幾回か途中で切りかえをされた、その格づけのつど、そのときの予算の関係で差し繰られて低いところへ割当られた。それが今日そのまますつとベース・アップで一万円、一万二千円ベースでできているといふところに大きな矛盾がある。この点につきましては、旧武官も文官も比較して劣らないという目標を持つておられたのであるが、同じ運命にあつた二十三年六月以前に退職した文官と比べたときには、その文官は完全に陥没されて、昭和二十三年六月以前に恩給を受ける資格を生じた武官が実際の俸給額よりも高い仮定俸給をもらつたといふのも調整をされて、当時同じ階級にあつた文官と比較した場合に高いところに置かれており、今現実には二万円も違つていふという差等が生じた。この点、文官に目標を置かれた武官としては有利なわけで、少くとも取り残す文官を作らないようにして、同時に二十三年六月以前に退職事由が生じた文官は同じ線で行くといふ案をおとりになるべきでなかつたか。それに伴う予算の措置は、四分の一・四半期で五億円前後でいいとわれわれは聞いておりますが、こういうこともあわせて一緒にしていただいてこれをお出しただくことになつたならば、文官で久しく沈黙しておつた老齢の人が武官の恩給増額に對して何らのうらみも悲しみも感じないで、ともに助かるだらうと思ひます。

○高橋(等)委員 ただいまのお言葉の中で、私は今よくわからぬが、何か言葉の確認をすると本会議で言つたといわれるが、決してそう申し上げておりません。この問題は確認するといふより意味合いのことは絶対申し上げてない。これは一つ速記録をお調べを願ひたいと思ひます。それでだいたいお話をいたしました昭和二十三年以前の文官も、その退職当時の俸給からいいますと、やはり同じようなベース・アップもされておるのである。われわれはそこに何か手違いはないかと考えておる。これははっきり申し上げる。また官等六等同士を比較してお話になりましたが、官等では俸給は云々できないのです。普通文官の官等には高等官何等何級俸といふように旧法では言つておつたわけですから、官等だけで御比較になることは正確を欠くものと思ひます。ですから、この恩給法をきめます場合に、決して不公平な取扱ひはいたしておらないといふことははっきり申し上げられると思ひますが、ただ二十三年以前の文官につきましては、今御指摘になりましたように、当時の基本俸給が低くなり過ぎておつた、今はその基本俸給が高くなつておる。そこ

で低くなり過ぎておる基本俸給にベ
ス・アップをその後二回やって、今一
万二千円まで来ておる。ですからベ
ス・アップをやりましても、そこに一
つの低いものができておる。です
から、これは武官優先の原則とかいうこ
とではなしに、別途の角度からこの問
題は考えてみなければいけない。なる
ほど大へんお気の毒な点があるの
から、私もこの問題の解決はできる
け早くやらねばならない、こう考
えておるということを本会議で申し上げ
たのであります。(同じことじゃないか)
と呼ぶ者あり) いや、全然違ふので
す。この恩給法の立て方でこれをや
らないから陥没地帯ができたのではない
のだ。筋は通つておる。通つておりま
すが、ただ基本俸給が当時低過ぎた
んだ。たとへて言へば、当時の学校の校
長は係長級くらいの基本俸給しか出
ていなかった。今の校長さんは部長級
くらいの基本俸給が出ておるとすれば、
それがベス・アップしていったらこ
れは違ひにきまつておる。当時の係長
級の基本俸給ではあまりに気の毒さ
はしないか。そこで過去にいろいろ俸
給を下げていった非常に犠牲的な面
もあり、ことに老齢に達せられておる人
人であるから、何かそこには正を要す
る面があることは私ははっきり認めて
おるのです。しかしこれとの関連にお
いて決して確認はいたしておらないの
でございまして、どうぞ御了承願
いたいのであります。

○三橋政府委員 今の受田委員の御質
問にお答えいたします。受田委員の基
本的なお考えは、同じ官等であつた
ころの文武官間におきましては、今度
恩給が金額の点においてふつり合ひに

なるのではなからうか、こういうよう
なことが前提になつておるように思わ
れるのであります。もしも官等とい
うことを中心として考えました場合に
おきましては、あるいはそういうよう
なことが起つてくる場合もあるかと思
いますけれども、しかし恩給年額の計
算の基礎になつておりますところの退
職当時の俸給そのものを土台として考
えました場合におきましては、文武官
の間におきまして不つり合ひになるよ
うな措置はされていらないように思
ひます。それからなお昭和二十三
年六月三十日以前に退職した公務員
の人とその後に退職した公務員の人と
の受けるところの恩給のいづゆるふつ
り合ひの問題についてのお話がござい
ました。御承知のように、昭和二十三年
六月三十日以前に退職した人々の恩給
年額につきましては、数回にわたつて
増額をされて参つたのでござい
ます。その増額はいづゆる在職中の公務員
の俸給がベス・アップされる、そのベ
ス・アップに伴う範囲におけるところ
の増額はされておるのでござい
ます。今高橋委員も仰せられましたよ
うに、公務員全体として考えました場
合においては、前に割合に悪い待遇を
受けておつたと思われる人が今非常
に改善されていくところにある、こ
ういふような人につきまして考えま
した場合には、現在待遇が改
善されているその改善に即応しての恩
給の引き上げといひますか、そういう
ようなことはされておられません。従
ひまして、そういうような面から考え
ました場合におきましては、今受田委員
の申されましますように、確かに問題
があるのでございまして、これにつ

してはかなりむずかしいいろいろな問
題がございまして。すなわち、退職当時
におきまして同じ待遇を受けた人は同
じ待遇を受けた人として、恩給の増額
をする場合には同じように取り扱ひを
するといふ考え方が一つあるわけであ
ります。それからもう一つは、過去に
おいて同じ待遇を受けておつたとい
ひまして、ある種の人は後輩は非常
に待遇が改善されてよくなった、そ
でそれにつれてその先輩だけを取り上
げて恩給の処遇をよくするといふ考
え方もあるいはできるかも知れませ
んが、これは同時退職者は大体同じよ
うな恩給の処遇を受けるという原則に
立つて考えます場合には、またいろ
いろと論議が生ずることがあるかと思
つております。今申し上げますように、
ベス・アップに伴う恩給の増額は
たして参つたのであります。これに
つきましては、受田委員も御承知の通
り、技術的にもなかなかむずかしい
点がございまして論ぜられたところ
であります。この点につきましては、私
たち現在においてもいろいろと検討
はいたしておりますが、もちろん私
たちのやることでありますから、改む
べき点がありますれば改めるにやぶさ
かではございせんが、先年いづゆる不
均衡は正に調整する法律もできまして、
一応のところは調整がとられておるよ
うに思つております。しかしなお改
善すべき余地があるといふことになり
ますれば、もちろん私たちは改善する
ことにやぶさかではございせん。

○受田委員 今高橋さんのお言葉の中
に官等が例に出されたのですが、私今
言葉は十分尽すことができなかったの
ですが、官等で高等官六等というの
が従来の大尉です。大尉の最初の俸給は
年俸千四百七十円、これは文官の十級
俸に当る。また大尉の昇級した第二
位の俸給は千六百五十円というように、
大尉の俸給が数階等に分れておる。と
ころがこの同じ官等の高等官六等の文
官は二千円というのであつて、大尉よ
りもはるかに高い俸給をもらつてい
るの、今日五万円、現実にはそういう例
が出ておる。俸給の実際額からい
つたら、むしろ下級のものにおいては軍人
よりはるかに高い文官が同官等の中に
できておる。少尉などが高等官八等
の俸給を取つておるといへば、中尉から
大尉の俸給が普通文官の高等官の待遇
になつておるはずなんです。これは、高橋
さんもお役人をされたから、下級の高等
官の同じ官等は、尉官の官等にある者
よりも高い実際の俸給をもらつてお
られたことを御承知いただいておると思
うのです。そういう立場から、今度の
四号俸調整と一万二千円ベスと二
の恩給に浴した大尉までは、同じ官等
にある文官を、特に昭和二十三年六月
までの退職者を明らかにここで相当引
き離す結果になつております。それは
なぜかといふと、中尉でやめて大尉に
なつたばかりの人が千四百七十円の俸
給からたちまち二千五百五十円では
か、あの一番高い俸給よりもさらに上
回る仮定俸給をきめられて、恩給をつ
けられるからであります。大尉や中尉
の俸給が実際支給額よりも高い仮定俸
給をつけたられたのを基準にして恩給額
がきまつておるのは、矛盾があるとい
うのであつて、平和を回復した今日、
文官、武官の差別なくものを考えよう
とするときには、その昔流の高い仮定
俸給をつけることをこの際改めて、文

官、武官を通じて実支給額を中心の仮
定俸給を作るといふ態度になせられ
なかつたかといふことを、私はここで
申し上げておるのです。この点をもう
一度御答弁願ひたい。その意味で、二
十三年六月以前の退職者には、さつき
私が指摘しましたように、ベスの切
りかえのときに、例の二十三年六月
のごときは、国家予算の都合で五号俸
低い線で格付されておる。そのとき
家予算があつたなら当りまえの格付を
されたはずなんです。それが、予算が六億
七億と非常に限られておつたので、一
応ベスは三・七ベスに合すけれど
も、一つ低い線で作られたことは、三
橋さんも御存じのはずです。その低
い線で格付されたのは、国家予算の都合
でそう格付されたのであります。従
つて、同じベスであつても格付の基準
が違ふのですから、その基準をそのま
まにしてその後ベス・アップした関
係上、二十三年六月以前退職者とい
うのは、今日一万二千円ベスとい
ふのは、実際は八千円ベス程度しか
ない結果になる。今日軍人に比較
してもそのくらい大きな開きがある。
そこで、高橋さんとしても恩給局
としても、少くとも軍人に実際の支
給額よりも高い仮定俸給をつけて恩給
をきめることをやめてもらつて、実
際の階級によつた実際の支給額を中心
にして、文官と同じ基準で仮定俸給を
お設けいたいただいたならば、上級者
にかかるといふ開きはでなかつたと思
う。高橋さんは、佐官級を三号俸、
将官級を二号俸調整をした、これも当
りまえに調整したらまうと上るので
あるが、ここで遠慮したといふやうな

意味のことをたびたび言っておられますが、この点、二号俸なり三号俸なり調整し、その昇給率からいって五〇%とか四〇%とかベース・アップと号俸調整で上ってくる結果はどこから出るかという点、すなわち階級別の差等を多くつけ過ぎたということ、仮定俸給を実際の支給額より高いところに置いた結果、そういう開きが出たのでありますから、今日は文官、武官を通じて實際支給額より高い俸給額をつけてという、過去の遺物を取り上げて仮定俸給を作ることはおやめになった方がいいのではないかとこの点を私は申し上げたのでございます。

○高橋(等)委員 先ほど申し上げましたように、昭和二十三年以前の文官については別途考慮を要すべき問題がある、この点についてはわれわれも——われわれというのは私は自由党の立場を申し上げておりますが、民主党においても同じなのであります。これについては至急の機会に処置をいたしたいと考えているということをまず先に申し上げておきます。しかしあなたのおっしゃっておられる所論というものは私は納得ができませんのであります。といいますのは、官等で俸給を比較なさるところに間違いがある。今の外交官は別ですが、官等と比較なさるところは非常に間違いがある。たとえば三等官は大佐ですよ。ところが当時の官吏には事務官もあり書記官もある。同じ三等五級にしましては俸給の差は事務官と書記官では二階級違つておつたのです。そういう調子で三等官でも非常に低い給俸の人もある。あるいは三等一級という人もある。ですから官等をもって

ものを比較くださいますとこれは間違ひが起るものなんです。文官においては当時の給俸を基礎としてやつていく、軍人の方は今申しましたような、要するに大尉とかあるいは少佐とかというところで俸給がきまつていてあります。それを基礎にしてやつていく、こういう考えに立っているわけでありまして、それから今いろいろとお話しになりましたが、そういうわけでお話しになりましたが、二十三年以前の方が階級をしたのではないのであります。二十三年以前の方が低いのは別の原因がある。この別の原因は、われわれはその後の文官の昇上と比較したときに引き上げようという考えを持っています。もしこれを百尺竿頭一歩を進めて、たとえばあなたの議論のように、二十三年以前の文官と歩調を合すとすれば、二十三年以前の文官はこればそのまゝ一つも給与の引き上げも何もやらぬで済むでしょう、そのまゝでいいでしょう。しかしながらそうならぬ場合に現在の文官との比較をどうするか。私はどう考えましても、四号俸引き上げ、一万二千円ベース、その基礎になるのは昔の俸給である、この割り切つて考えていかなければ問題がむずかしいじゃないかと考える。それから二号俸の問題あるいは三号俸とか、号俸を上の方で区別したが、まだ金額が多いじゃないかと言われます。これは、こんなことを申し上げるとあなたに失礼だと思つた、参議院であつたの方の議員の山下義信君を議長者として、その他参議院の右派の全議員が賛成者として署名をいたして、恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案を出している。その

法律案は昭和三十年六月十七日に提案になつてゐる。それを見ますと、大將、中將、少將は、今あなたが御所論になつておられるものを基礎にして、四号俸引き上げを大尉までやるとか、少佐以上は一万二千円ベースまで引き上げてやるとか、こういう段階をつけて、大將の段階において六十八万円の俸給を作られた。われわれの原案によれば号俸を引き下げていたために七十二万円の号俸になつて、大將において仮定俸給四万円の差があるのです。(受田委員「大した違いだ」と呼ぶ)冗談じゃない。四万円の差です。六十八万円と七十二万円を大した違いだといふようなことを大きな声で言つておられるのは非常におかしいのです。兵の階級においては、いろいろ御指摘になつてゐるけれども、要するに議員提案において七十九万八千八百円です。われわれが出しているのもやはり同じ七十九万八千八百円が出てゐるのです。ですから、これはおそろく参議院の社会党の方のお考えであつて、社会党として両院の方ではつきりきまつたものじゃないかと思つたので、申し上げることをどうしようかと思つたのですが、やはりあなたのごころの党の多数の方がこうしたことを基本に置いた考え方をもちになつておられる、われわれと同じ考え方でおられるというのを喜んでゐるわけですが、そういうようなことは別といたしまして、今申し上げますように四号俸引き上げ、一万二千円ベースに基礎を置いてやりまして、昭和二十三年以前の退職された方々との間に差ができたのじゃないのです。もうすでに一般文官と差があ

るのでございます。その差は今言うように基本俸給が低きに失したことにあります。私は考へておりますので、先ほど申し上げましたように、自由党としても、民主黨としても、これは何とか早目に処置をいたさねばならぬ、今年度の予算でこの処置をいたす段階までできておらないことをはなはだ遺憾といたしておりますが、早急の機会に処置をいたすべき問題であると考へておることを申し上げておきます。

○受田委員 三橋さんの御答弁をいたす前にちよつと比較したいのです。が、今高橋さんが指摘された文官と不均衡があるというのは、武官が今度上つたからじゃないのだといふことではない。しかし今まで、武官がベース・アップされる前には双方の均衡が保たれておりました。はつきり申し上げますと、二十三年六月以前の文官と武官とは大体において均衡が保たれておりました。ところが武官が今度上つたことになり、文官の中で、先ほど私が申し上げた官吏俸給令を規定するときの格づけが五号俸低い線とされた、また年数加算が考慮されなかつたというように、基礎俸給を仮定俸給に直すときの切りかえが予算の都合とかいろいろの事情で低い線で格づけされたので、実際は、あなたが御説にしておられるような、文官は一万円ベース、一万二千円ベースと上つたのだといつても、その一万円ベースというのは表面上ベースに合したものであつて、実際ははるかに低い格づけをされておるという特殊の事情がある。その特殊の事情を勘案する場合には、今までは明らかに武官と均衡が保たれていたのが、今度一万二千円ベースに昇給したとすると、それ

から号俸調整でぐつと開きができたことを指摘しておるのであります。武官が上つたからこれが下つたといふ意味ではなくて、武官が上つたからこれが取り残されたといふことになるのです。

それと今参議院の出してゐる案を申されたのですが、私は佐官級、将官級に對しましては号俸調整を考慮する必要はないという理論を今申し上げたので、一万二千円ベースを考慮する必要はないと申し上げておりました。従つて参議院の出した案のように、大將から少佐に至るまでの階級の上の人には号俸調整まで考慮しなくてもいいじゃないかといふことを私はさつきから申し上げておるのであります。一万二千円ベースをやめるとは申し上げておりません。従つて私の今の説に高橋さんが五号歩歩じゃないかといふ御意見を吐かれたのであります。少くとも上級者は遠慮したような形にこの法案の改正を持っていたらどうかといふ私の趣旨を申し上げたのです。この点を誤解されぬようにしてもらいたい。

それからいま一つ、これは恩給局長に伺つておきたいのであります。二十三年六月以前の文官が事實上階級してゐる、その実例は大將と大臣、中將と次官、少將と大学長という大体同列の基準で俸給令の号俸を出してありますが、今度武官が上つた場合、大將と大臣の場合ですが、大將は俸給が月五百五十円であつたのが、本案では通し号俸が七十六号で仮定俸給が七十二万六千円、大臣は月五百五十円が、七十二万六千円で仮定俸給が六十一万四千四百円、ここで十一万円も大將と大臣が開

から号俸調整でぐつと開きができたことを指摘しておるのであります。武官が上つたからこれが下つたといふ意味ではなくて、武官が上つたからこれが取り残されたといふことになるのです。

いております。それから次官と中将の場合、中将が五十七万三千六百円で、次官はわずかに三十九万円で、われわれは少くとも文官と武官を比較するには、大臣と大将、次官と中将を同じ基準に置くべきだと思いますが、この号俸を見ると、これだけの違いが生ずる差等をつけるのは、武官優先の結果だと指摘せざるを得ない。従つて武官がそうした特殊の仮定俸給を設けられていたのを、この際実際の俸給額に当てはめるような研究をされる必要はないか、両方とも実際に合った俸給額を基準にした恩給額の算定をされるのが正しいんじゃないかと所見を申し上げておるのです。この所見には御賛成いただけませんか。

○高橋(等)委員 私に賛成できません。大将と大臣が同じだとか中将と次官が同じだとかいう仮定によつたお話は、立法者の立場では賛成できない。昨日も申し上げましたように、恩給特例審議会の議を経てきて、この国会において承認を与えました恩給法では、旧軍人恩給と一般文官恩給を一緒に規定しております。その恩給を基礎としてわれわれはこれを算出した、こういう建前をとっております。それで大将と大臣を同じにするとか、大学総長と少将を同じにするとか、こういうことは私はまだかつて聞いたことがないのでございます。それから官等とかそういうようなもので比較をなさらないで、現実にとつておつた俸給を基礎にしてものを考えたい。おそろく仮定俸給の面におきまして、大将と大臣とは今おっしゃったより百円くらい開いておつたんじゃないかと思ひます。そこで開きが出てきておるのです

から、その点は御了承願わなければいけません。

なお社会党のお作りになった案は、一応あなたのお話では全面的に参議院の案をお認めになつております。そこでこの案を見ますと、先ほどからのお話に反論するわけじゃありませんが、要するにこれを作つたために二十三年以前の文官と差ができるという説をもしとるとすれば、やはり差ができるおるのです。そこで私はこれは正しいと思う。社会党の号俸の引き上げその他は政策的ないろいろな問題がありまして、これはとにかくおきまして、この立て方というものは私は今の文官恩給を是認するならば当然こう行くべきだと考えているのです。だけれども、今言うように、二十三年以前の方の問題は別のことが原因になつておるから、その別のことが原因になつておることを政策的に検討して何とかせなければならぬ。要するに号俸引き上げ、ベース・アップの問題とからんで考えたくないのだということを申し上げておるわけでございます。

○受田委員 大将の基礎俸給は大臣と幾ら差があつたかということになりまして、この点三橋さんのところに資料があれば読んでいただきたいのです。私の記憶では大臣は八千円、大将は七千五百円か何か、八千円に足らなかったのじゃないか、大臣の方が給与は高かつたのじゃないかと思ひます。それから各省次官における給与はそれと比較してみただけじゃわかるのです。私が今申し上げておるのは実際の支給額です。従来の内閣総理大臣は一万二千五百円だつたと思ひます。内閣総理大臣を最後にやつたお役人の恩給

は、東条さんのような三十三万という普通扶助料になる計算であります。総理大臣の官にあった者がもつてゐる俸給は軍人の最高級よりもさらに高いところにあるということになれば、実際の俸給額を比較して、実際の俸給額に準じた恩給を給したらどうか、そのことについての御意見を伺いたい、この私は申し上げておるのです。この点を高橋さんはお答えがなかつたのです。が、いかがでしょう。それから残りを三橋さんにお答えいただきます。

○高橋(等)委員 いろいろな考え方があつたのでございまして、先ほどお答えしたことで戻しておると思ひます。要するに過去の俸給を基礎として、それで順次ベース・アップをしていき、ここへ持つてきておる、文官の方は現在の俸給になつておる、それとの不均衡をここで正したい、こう考えておるのでありますから、これはもうそのお答えの中で戻しておると思ひます。

○三橋政府委員 今受田委員から、實際支給されてゐた俸給を基礎として恩給を計算するようにしたかどうか、こういうようなお話でございまして、問題は現実の恩給を給されるに當つて、その恩給年額の計算の基礎になつてゐる俸給を土台として考えるか、あるいはまた現実の給されておつた俸給を土台として恩給の考え直しをするか、こういう問題だろうと思ひます。ありまして、もしも今受田委員の仰せられますように、現実の給された俸給を土台として恩給を考え直す、こうなりました場合にはおきましては、昭和二十三年六月三十日以前にやめられた方の中には、減俸されて俸給の少くなつた方も

ありますし、また減俸前には相当多い俸給をもらつておつた方もあります。そうなりますと、その現実の俸給を基礎とする関係からいまして、今せっかく減俸前と減俸後においては恩給的な差のないような取扱いがされておるのがまたこわれてくるのじゃないか、こういうことが一つ問題になるんじゃないか。また先ほど私が軍人の恩給について申し上げましたごとくに、昭和八年の恩給法の改正の際におきまして、一般文官の恩給年額計算の方向に合わせるために、その当時出されておつたところの階級別、年数別の恩給を逆算して軍人の仮定俸給が作られておる、そういうことから考えまして、またいろいろ問題が起つてくるんじゃないかという気がするのです。私は今のお話は御説として、それを実行するに當つては相當慎重に研究しなければいかぬ問題じゃないかと思ひます。

それからもう一つ受田委員からのお話で、文武官の間における俸給につきまして、軍人の方が非常によく文官の方が悪かつたんじゃないか、こういうふうなお話でございまして。私はこの席におきまして、過去における文武官の俸給につきまして、軍人がよくて文官が悪かつたとか、あるいは逆に文官がよくて軍人が悪かつたということを申し上げるわけじゃないと思ひますが、事実を事実として申し上げさせていただきますならば、まず委任官の一般俸、これは高等官三等のところと思ひますが、年俸四千五百円という俸給をもらつておつたのであります。これは減俸後でございます。それで恩給年額の計算の場合におきましては還元されて

ますが、還元しまして、実際には四千五百円というものを基礎として恩給年額を計算されてゐたことになつておつたのでございます。海軍と陸軍とは終戦の直前におきましては違つておりました、陸軍の方におきましては同じ大佐でありまして、在職年によりまして、俸給が分れておりました。その一番上の俸給は四千四百四十円でございます。また海軍の方は、大佐は一本でありまして、四千五百五十円になつておつたと思ひます。これは恩給年額計算の基礎は四千六百円となつておつたのでございます。従いましてこういうことを考えますと、大佐は委任官一級で高等官三等であり、委任官一級、高等官三等の文官と比較いたしました場合に、おきましては、確かに文官の方がいいように思われるのでございます。

ところが今度はどう一つ考えなければならぬ事は、文官につきましては加俸の制度がございました。すなわち在職年が五年以上あります者につきましては、年功加俸がつきます。年功加俸がつきますと、今の文官の四千五百円の俸給はふえまして、四千六百五十円までなつたのです。そうしまして、その恩給年額の基礎俸給は五千二百円ということになつておつたのであります。ところが大佐の場合におきましては、そう長くおつても、俸給は四千四百四十円で押えられてしまひます。今のは陸軍でございますが、海軍の場合におきましては、四千五百五十円に押えられてしまふというのを考えますと、一がい軍人がよくて文官が悪いとも言へませんし、また文官がよくて軍人が悪いとも言へないので、私たちはその判断はいずれともつかぬ

ておるところでございます。ただそういうことはほかの場合にもずつとあるものでありまして、私は今一例として高等官三等一級俸の場合を申し上げましたが、今日になりましたのは、武官と文官との俸給がどちらがよかったとか悪かったとかいう問題じゃなくて、軍人恩給停止前におきまして、武官と文官との恩給年額計算基礎俸給が同じであつた者は同じように取扱ひをして、恩給の増額をするかどうかということが問題だらうと思つておるのでござい

ます。今度の改正法案は、同じようにするといふことが根本的なものの考え方になつてゐるのではないかと思つてお

りますので、その点につきましましてはこの改正案は大體間違ひなくなつて

いるんじゃないかと思ひます。

○受田委員 時間が相当迫りましたし、党の予定がありますので、御迷惑かと思ひますから、もうしばらく十二時半くらいまでよろしくござい

ますか。

○床次委員長代理 その程度で打ち切りにしたいと思つておりますから、そのつもりで。

谷川さんとの一問一答である解決点に來たと思つたのです。ところが私は理想としてもう一つ前進して考えたいことは、下士官でもうなくなつた方々に對しては、一つの英靈としてこれを尊敬する意味で、たとえば曹長とか準士官という階級を基準にして、それから下の人々の英靈もその階級の待遇を受けるというふうな形に前進させる必要はないか。これは社会保障の性格を含めるといふことと、もう一つは英靈に對する尊敬。階級の下の人に對しても、英靈となつた人についての公務扶助料は、下の兵長の階級から置くといふようなことはやめて、これを曹長とか準士官といふところまで引き上げて、そこまでの待遇をして差し上げる、そういう基本線を打ち出す必要はないかと思つたのですが、この点に對するお考えを伺いたいと思ひます。

○高橋(等)委員 私も、そうできれば、これに越した仕合せはないと思ひます。ただこの前の国会で恩給法の一部改正をやりましたときに、兵長以下の線は、あなたと同じような考え方で、一應兵長の線まで上げた。それと同じことですから、理論的に見てこれをやつたらいいとかやらぬがいいとかいうことは私は申し上げません。特に階級の下級者は金額の点では實際は非常にひつちいてはと考へますが、ただ下級者の数が非常に多いのでござい

ます。現在、先ほど御指摘になりましたように、國家財政といふものが來年度におきまして、これをやるためには約百億増、その次の年においてはさらに約四十億増といふことになりまして、三十二年度におきましては、要するにこれがないものと仮定いたしました

と、百六十億の予算増に、実はこれだけやつてもなるのでござい

ます。そこで、私はいまの國の實力ではこま

で、私が現在の國の實力ではこま

で、私が現在の國の實力ではこま

で、私が現在の國の實力ではこま

けでこの加算を政府側に要求したいと思うのでありますが、加算について今度調査をやるために七千万円の調査費

が出ております。このときにやはりもうした問題はあわせて調査していただきまして、これをやればどのくらいの問題費がかかるのか、あるいは実態がどうであるかというところをつかんだ上で、そのときの状況によって問題の解決に努力をするのが行き方だと考えておるのであります、これを否定したいしておるわけではないのであります、実態がつかめないのではありません。こういうことで御了承おき願います。しかしそれもつかめなないかと思ひます。しかしそれをつかめなないでおつぱり出しておるわけではなく、この調査費により、これを地区により各県によつて調査をお願いしてみたい。そうしないと、われわれが政府の方にたびたび質問いたしましたも、実態がつかめない、実態がつかめない

ということで毎年終るわけでありまして、こういうような点から一歩前進いたしておることを御了承願いたいと思います。

○三橋政府委員　軍人の在職年と軍人以外の公務員の在職年と通算いたしたした場合においては大体どれくらいの恩給権者が増加して、そうしてどれくらいの恩給の年額がふえることになるか、こういう問題につきましてはいろいろと研究をしてきたのでありますが、それがためには、何と申しまでも旧軍人としての経歴を持った公務員が一体どれくらいあって、そうしてその平均の在職年はどういうふうになっておるかということから明らかなにしてこなければいけないと思うのであります。ところが御承知のように、終戦後におけ

ある官庁——これは国鉄の職員なんかは割合に軍隊に行つた職員が多いのでございますが、これにつきましてこれはまだしつかりしたことではないのでございますが、ある係の者がわれわれの係の者とお話したところによりますと、かりに旧軍人の在職年とそれから他の一般公務員の在職年を通算するものというところになりました場合には、国鉄

の職員関係だけでも約二十万人くらい
の職員につきまして軍歴の調査をしな
ければならない問題がある、こういう
ような話でございました。そういうこ
とから推しますと相当の恩給の年額の
増加になるのじやなかろうか、こうい
うふうに想像しておるところでござい
ます。

その次は旧軍人としての在職年だけの問題でございますが、この軍歴に関する記録はつきりしておりませんで、今のところ無条件に合算をします場合におきましては相当な金額になるのじゃないかというような気もするのでありますが、はつきりしたところは申し上げかねるのであります。今は申し上げかねるのであります。今

度のこの法案のように合算をいたしま
する場合におきましては、大体該当す
る人員——該当する人員と言いますと
今度新しく恩給権を取得するものであ
りますが、これは三千八百人と考えて
おります。もちろんこの中には連合軍
最高司令官によって抑留せられて、戦
犯として集降に拘禁せられておる、そ

数でございます。

○受田委員 基本的な問題は一応終りまして、残余の質疑はまた次の何かの機会にいたしたいと思います。

1997, 1998, 1999, 2000, 2001, 2002, 2003, 2004, 2005, 2006, 2007, 2008, 2009, 2010, 2011, 2012, 2013, 2014, 2015, 2016, 2017, 2018, 2019, 2020, 2021, 2022, 2023, 2024, 2025, 2026, 2027, 2028, 2029, 2030, 2031, 2032, 2033, 2034, 2035, 2036, 2037, 2038, 2039, 2040, 2041, 2042, 2043, 2044, 2045, 2046, 2047, 2048, 2049, 2050, 2051, 2052, 2053, 2054, 2055, 2056, 2057, 2058, 2059, 2060, 2061, 2062, 2063, 2064, 2065, 2066, 2067, 2068, 2069, 2070, 2071, 2072, 2073, 2074, 2075, 2076, 2077, 2078, 2079, 2080, 2081, 2082, 2083, 2084, 2085, 2086, 2087, 2088, 2089, 2090, 2091, 2092, 2093, 2094, 2095, 2096, 2097, 2098, 2099, 2100, 2101, 2102, 2103, 2104, 2105, 2106, 2107, 2108, 2109, 2110, 2111, 2112, 2113, 2114, 2115, 2116, 2117, 2118, 2119, 2120, 2121, 2122, 2123, 2124, 2125, 2126, 2127, 2128, 2129, 2130, 2131, 2132, 2133, 2134, 2135, 2136, 2137, 2138, 2139, 2140, 2141, 2142, 2143, 2144, 2145, 2146, 2147, 2148, 2149, 2150, 2151, 2152, 2153, 2154, 2155, 2156, 2157, 2158, 2159, 2160, 2161, 2162, 2163, 2164, 2165, 2166, 2167, 2168, 2169, 2170, 2171, 2172, 2173, 2174, 2175, 2176, 2177, 2178, 2179, 2180, 2181, 2182, 2183, 2184, 2185, 2186, 2187, 2188, 2189, 2190, 2191, 2192, 2193, 2194, 2195, 2196, 2197, 2198, 2199, 2200, 2201, 2202, 2203, 2204, 2205, 2206, 2207, 2208, 2209, 2210, 2211, 2212, 2213, 2214, 2215, 2216, 2217, 2218, 2219, 2220, 2221, 2222, 2223, 2224, 2225, 2226, 2227, 2228, 2229, 2230, 2231, 2232, 2233, 2234, 2235, 2236, 2237, 2238, 2239, 2240, 2241, 2242, 2243, 2244, 2245, 2246, 2247, 2248, 2249, 2250, 2251, 2252, 2253, 2254, 2255, 2256, 2257, 2258, 2259, 2260, 2261, 2262, 2263, 2264, 2265, 2266, 2267, 2268, 2269, 2270, 2271, 2272, 2273, 2274, 2275, 2276, 2277, 2278, 2279, 2280, 2281, 2282, 2283, 2284, 2285, 2286, 2287, 2288, 2289, 2290, 2291, 2292, 2293, 2294, 2295, 2296, 2297, 2298, 2299, 2300, 2301, 2302, 2303, 2304, 2305, 2306, 2307, 2308, 2309, 2310, 2311, 2312, 2313, 2314, 2315, 2316, 2317, 2318, 2319, 2320, 2321, 2322, 2323, 2324, 2325, 2326, 2327, 2328, 2329, 2330, 2331, 2332, 2333, 2334, 2335, 2336, 2337, 2338, 2339, 2340, 2341, 2342, 2343, 2344, 2345, 2346, 2347, 2348, 2349, 2350, 2351, 2352, 2353, 2354, 2355, 2356, 2357, 2358, 2359, 2360, 2361, 2362, 2363, 2364, 2365, 2366, 2367, 2368, 2369, 2370, 2371, 2372, 2373, 2374, 2375, 2376, 2377, 2378, 2379, 2380, 2381, 2382, 2383, 2384, 2385, 2386, 2387, 2388, 2389, 2390, 2391, 2392, 2393, 2394, 2395, 2396, 2397, 2398, 2399, 2400, 2401, 2402, 2403, 2404, 2405, 2406, 2407, 2408, 2409, 2410, 2411, 2412, 2413, 2414, 2415, 2416, 2417, 2418, 2419, 2420, 2421, 2422, 2423, 2424, 2425, 2426, 2427, 2428, 2429, 2430, 2431, 2432, 2433, 2434, 2435, 2436, 2437, 2438, 2439, 2440, 2441, 2442, 2443, 2444, 2445, 2446, 2447, 2448, 2449, 2450, 2451, 2452, 2453, 2454, 2455, 2456, 2457, 2458, 2459, 2460, 2461, 2462, 2463, 2464, 2465, 2466, 2467, 2468, 2469, 2470, 2471, 2472, 2473, 2474, 2475, 2476, 2477, 2478, 2479, 2480, 2481, 2482, 2483, 2484, 2485, 2486, 2487, 2488, 2489, 2490, 2491, 2492, 2493, 2494, 2495, 2496, 2497, 2498, 2499, 2500, 2501, 2502, 2503, 2504, 2505, 2506, 2507, 2508, 2509, 2510, 2511, 2512, 2513, 2514, 2515, 2516, 2517, 2518, 2519, 2520, 2521, 2522, 2523, 2524, 2525, 2526, 2527, 2528, 2529, 2530, 2531, 2532, 2533, 2534, 2535, 2536, 2537, 2538, 2539, 2540, 2541, 2542, 2543, 2544, 2545, 2546, 2547, 2548, 2549, 2550, 2551, 2552, 2553, 2554, 2555, 2556, 2557, 2558, 2559, 2560, 2561, 2562, 2563, 2564, 2565, 2566, 2567, 2568, 2569, 2570, 2571, 2572, 2573, 2574, 2575, 2576, 2577, 2578, 2579, 2580, 2581, 2582, 2583, 2584, 2585, 2586, 2587, 2588, 2589, 2590, 2591, 2592, 2593, 2594, 2595, 2596, 2597, 2598, 2599, 2600, 2601, 2602, 2603, 2604, 2605, 2606, 2607, 2608, 2609, 2610, 2611, 2612, 2613, 2614, 2615, 2616, 2617, 2618, 2619, 2620, 2621, 2622, 2623, 2624, 2625, 2626, 2627, 2628, 2629, 2630, 2631, 2632, 2633, 2634, 2635, 2636, 2637, 2638, 2639, 2640, 2641, 2642, 2643, 2644, 2645, 2646, 2647, 2648, 2649, 2650, 2651, 2652, 2653, 2654, 2655, 2656, 2657, 2658, 2659, 2660, 2661, 2662, 2663, 2664, 2665, 2666, 2667, 2668, 2669, 2670, 2671, 2672, 2673, 2674, 2675, 2676, 2677, 2678, 26

す、その後死亡が確認されたという場合には、その期間中空白が起るわけですから、その空白期間中も埋めるように、死亡の日とするならば、その死亡確認の日までの道のりを救済できると思うのであります。この点について法律の改正の要はないものであろうか。事務規定のように見えますけれども非常に大事な問題でありますので御答弁願いたいと思います。

○三橋政府委員 今御質問は二つありましたが、そのうちの第一点の未帰還公務員の問題について最初お答えいたします。

未帰還公務員の方々に對して給すべき普通恩給について特別な措置を請じて、その留守家族の方に、本人にかわつて普通恩給を受けられるような道を開かれたのであります。その当時の私たちの考えでは、御承知のように、未帰還公務員の留守家族に對しましては、それぞれ留守家族の手当が給されておつたと承知いたしておりました。そこで留守家族手当は、この恩給の給せられない人に対しては、依然として給せられる。こういうふうに考へておつたのであります。今受田委員の仰せられますごとくに、恩給は給されない。また留守家族手当も給せられなくなるということは、実は私承わつて驚いたような次第でございます。この点につきましても、もちろん昨日ちよつと申し上げましたように、検討し、善処することにいたしたいと思ひます。それからその次のお尋ねの死亡確認の問題でございますが、これにつきましても、こういうことになるのでございます。今お話しのように、実際の死亡された日をもつて取扱いをいたしま

した場合には、もちろん遺族の方に有利な取扱いになる場合もありまゝす。また現在の法令のもとにおきましては、死亡されるまでは生存者としての取扱いを受けられるわけでございますから、その方は普通恩給を給せられておる方もあるわけでありまゝす。そういったしますと、死亡の確認あるまでは普通恩給が給せられることになつて、死亡の確認があつてから初めて死亡者としての取扱いをすることになります。

から、死亡された後にもらわれるところの扶助料と、死亡の確認される日までの普通恩給で受けられる金と比較いたしましたならば、普通恩給の方が多いわけでありまゝす。必しも死亡の確認の日を押えて措置するということも、關係者に不利な取扱いとも言ひかねるものであります。今受田委員の仰せられる御質問は、おそらく遺族の公務扶助料の算出率が、昭和二十八年法律第二十五号によつて非常に變りました。その結果といたしまして、その變る前に實際死亡しておつたにかかわらず、死亡確認が非常におくれた。従つてその算出率の適用について昭和二十八年法律第二十五号ができる前の率を適用するようにすれば、非常に遺族にとつて有利な場合があるではないか、こういう点について考慮しないか、こういうふうなお話しではないかと思ひるのでございます。これは確かにそのような場合が起つてくると私は思つておるものでございますが、死亡の確認されるまでは生存されておるものとして、その留守家族の方々に對しましてはすべての処遇がなされておるのでありますから、これは今受田委員が仰せられるようなことがあるかと思ひますが、

ある特殊の場合に限つてのみ今お話しのような不利にならない取扱いをする方がよいかどうかにつきましては、よほど研究しなければならぬ問題ではないかと実は思つております。いずれにいたしましてもお話しのようなことにつきましても研究いたしまして善処するつもりでございますが、今お話しのように全部死亡の日をもつて取扱いをするということには言ひ切れない事情もありません。

○受田委員 最後に大久保國務大臣に伺ひますが、この間本會議で、外國人である日本軍人たりし死亡者に対する恩給法並びに援護法の保護が全然されてないことに對して、現在は日本八でないから仕方がないというやうな御答弁がありました。その後園田外務政務次官から、個々に當つて努力を続けおると御答弁があつたのですが、この問題は非常に重大な國際問題にも關係すると思ひますので、日本軍人として戦死した以上は韓國人であつたと、台灣人であつたと、とにかく同等に國家の責任を果すという手を打ちたいと思ひますが、その後大臣としてもその点御検討いたしておると思ひますから、御答弁いただきたいと思ひます。

○大久保國務大臣 ただいまのお尋ねのようにまことに同情にたえません。そこで表面的には恩給法によつて支給することは困難ではありますけれども、外務省の手心により、もう一つはごく最近の話であります。通産省にもそういう申し出があるやうでありまして、通産省においてもある程度の便宜を与えて、これらの恩給をもらはぬ台灣人及び朝鮮人の救済に充てようとい

う計画があるやに聞いておりますが、まだ確定ではないやうであります。○床次委員長代理 ほかに御質疑はございせんか。――なければ、これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

本日はこれにて散會いたします。
午後零時二十一分散會